

社団法人全国社会保険協会連合会役員候補者の公募について

社団法人全国社会保険協会連合会の役員候補者を公募しますので、お知らせいたします。

1 法人名

特例民法法人 社団法人全国社会保険協会連合会

2 公募をする役員候補者の役職

理事 【本部常勤理事及び非常勤理事】 各1名

3 任期

2年 平成25年9月7日 ～ 平成27年9月6日

4 職務内容

職務内容の詳細、待遇等は職務内容書をご覧ください。

5 選考方法

(1) 書類選考（履歴書及び論文を提出）

面接 書類選考通過者は、8月7日全社連研修センターにて実施予定

(2) 選考委員会の審議を経て理事会で推薦し、総会にて選任

6 応募方法

(1) 応募書類

次の書類を本会総務部総務課あて簡易書留により郵送してください。

なお、提出された書類につきましては、返却いたしません。

○履歴書（J I S規格履歴書に写真を添付の上、応募動機、学歴、職歴、資格等の必要事項を詳細に記載してください。）

○論文（A4版 1500字程度）

テーマ「社団法人全国社会保険協会連合会で自分が何をを目指したいのか」

(2) 送付先

〒108-8583

東京都港区高輪3-22-12 全社連研修センターオフィス

社団法人全国社会保険協会連合会

総務課長 宛（選考委員会事務局）親展にて

電話：03（3445）2387（直通）

(3) 応募期限

平成25年7月25日（木）必着

職務内容書

社団法人全国社会保険協会連合会

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

社団法人全国社会保険協会連合会は、全国47の一般財団法人である都道府県社会保険協会を会員とし、健康保険及び厚生年金保険、その他社会保険事業の円滑な運営の促進、さらに被保険者及び被扶養者の福祉を図り、社会保険制度確立に資することを目的として、必要な調査・研究、広報事業を行うとともに、国が設置した社会保険病院・社会保険介護老人保健施設・社会保険看護専門学校等の経営を委託され運営している団体です。

理事として会務に携わり、平成26年4月の病院等受託事業の（独）地域医療機能推進機構（新機構）への円滑な移行、社会保険協会事業や社会保険制度の普及、向上に資するための広報宣伝・出版事業等の今後のあり方の検討など本会における課題を解決する能力を有する人材を求めています。

1) 理事長（総括の理事）・・・非常勤

2) 常務理事（社会保険協会事業及び労務管理担当の理事）・・・常勤

1. 法人名：社団法人全国社会保険協会連合会

（法人の業務概要）

社団法人全国社会保険協会連合会は、健康保険、厚生年金保険など社会保険事業の円滑な運営を促進し、併せて被保険者及び被扶養者の福祉を図るとともに社会保障制度の確立に資することを目的として、昭和27年に民法第34条（当時）の規定により、厚生大臣（現、厚生労働大臣）の許可を得て設立された公益法人である。（現在は平成20年12月1日公益法人制度改革関連3法の施行に伴い同法に基づく特例社団法人となっている）

本会は、公益法人制度改革に伴い、既に一般財団法人への移行を完了している各都道府県社会保険協会を会員とし、社会保険協会に関する事業を行うとともに、政府管掌健康保険や厚生年金保険の被保険者等の健康の保持増進のため、国が設置した社会保険病院等（社会保険病院48施設・社会保険介護老人保健施設27施設・看護専門学校等6施設）を国から受託し運営している。（社会保険病院等については、平成20年10月、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に出資されたが、同機構との委託契約に基づき、引続き本会が受託している。）

社会保険病院等の運営にあたっては、病院をグループで運営している利点を活かし、医療の質の向上や経営支援に関する取り組みとして、全社連研修

センターを中心に行う研修事業、共同研究事業、経営不振病院に対する支援、共同購入事業、医師及び看護師確保対策等病院単独では行えない事業について共同事業として実施しているが、平成26年3月末をもって受託経営を終了するため、経営を移行するための手続きが実施中である。

また、病院事業の附帯事業として優れた教育的能力と看護実践能力を備えた看護管理者及び看護教育者を育成するために設立された社会保険看護研修センターの運営を行っている。

その他、社会保険制度の普及、向上に資するため広報宣伝並びに出版事業を行っている。なお、病院等受託事業の移行（平成26年4月）後のこれらの事業のあり方については今後検討するとともに、所管省庁との調整が必要となっている。

2. ポスト：理事2名

- 1) 総括の理事1名（非常勤：総括）
- 2) 常勤の理事1名（常勤：社会保険協会事業及び労務管理担当）
（任期 2年：平成25年9月7日～平成27年9月6日）

3. 職務内容

理事として、本会全体の業務処理状況を常に掌握し、本会の運営方針を立案するとともに、定款及び総会の議決に基づき、本会が行う下記業務を執行する。

《本会の主な業務》

- (1) 本会の会員である都道府県社会保険協会に関する事業
- (2) 社会保険事業の円滑な運営を図るために必要とする病院、介護老人保健施設及び看護専門学校等の経営
 - ①社会保険病院 48病院
 - ②社会保険介護老人保健施設 27施設
 - ③看護専門学校 6施設
 - ④社会保険看護研修センター 1カ所
- (3) 社会保険制度の普及、発達、向上に資するための広報宣伝及び出版事業
- (4) 社会保険医療の向上及び社会保障制度確立のため必要とする調査研究
- (5) 社会保険病院等の職員の資質の向上を図るための各種研修、研究等
- (6) 現在受託事業である社会保険病院等事業の新機構への円滑な移行
- (7) (1)、(3)、(4)の事業に関する今後のあり方の検討
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

4. 必要な資格・経験等

- 中立性・公平性を確保し、在任中は利害関係者との誤解を招くような接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。

- 本会の事業運営に関する運営方針の決定並びに中期計画、年度計画を策定・実施するうえでの企画力、実行力に富んでいること。
- 社会保障分野に関する専門的知識を有し、国や諸機関との円滑な渉外や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。
- 病院等の受託事業が新機構に円滑に移行されることに貢献できること。
- 社会保険制度の普及、向上に資するための広報宣伝、出版事業等の今後のあり方の検討に貢献できること。
- 常勤の理事については65歳までとする。

5. 勤務条件

- 勤務形態 : 常務理事は原則として常勤、理事長は非常勤
- 勤務地 : 本部（東京都港区高輪）
- 勤務時間等 : 役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- 給与 : 役員報酬規程による
 - 1) 理事長（非常勤 無報酬）
 - 2) 常務理事（常勤 1, 100万円程度）
- 福利厚生 : 常勤の理事は健康保険、厚生年金適用